

# 静岡地方最低賃金審議会

## 第 395 回静岡地方最低賃金審議会議事録

1 日 時 令和 7 年 3 月 24 日 ( 月 ) 午前 10 時 25 分 ~ 午前 10 時 55 分

2 場 所 静岡地方合同庁舎 4 階共用大会議室

3 出席者

【委 員】公益代表委員 岡谷委員、丹羽委員、畑委員、本庄委員、柳川委員  
労働者代表委員 内山委員、坂部委員、平野委員、福田委員、丸山委員  
使用者代表委員 梶本委員、鈴木委員、藤田委員、松岡委員  
【事務局】静岡労働局 笹労働局長、神田労働基準部長、横山賃金室長、  
佐藤賃金指導官、重信専門監督官、河合賃金室長補佐

4 議 事

- (1) 静岡県特定最低賃金改正の申出に係る意向表明について
- (2) その他

5 配付資料

資料番号 1 令和 6 年度 静岡県特定最低賃金改定状況  
資料番号 2 令和 6 年度 特定最低賃金の決定状況 ( 全国 )  
資料番号 3 令和 7 年度 静岡県特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明  
資料番号 4 「静岡県の最低賃金」改正審議日程 ( 令和 6 年度実績 )

6 議事内容

### 事務局 ( 佐藤賃金指導官 )

ただ今から、第 395 回静岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

本審議会は公開となっており、本日 5 名の傍聴人の方がいらっしゃっております。傍聴人の方々は審議の妨げにならないよう御協力をお願いいたします。

次に、本日の委員の出席状況について御報告申し上げます。本日は、公益代表委員 5 名、労働者代表委員 5 名、使用者代表委員 4 名の計 14 名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に基づく、定足数を満たしており、本審議会が有効に成立しているこ

とについて、御報告申し上げます。

それでは、以後の議事進行は会長にお願いいたします。

#### **公益代表委員（畑会長）**

皆様、おはようございます。本日は年度末のお忙しい中、お集まりくださいます。誠にありがとうございます。今回は、例年の会議の予定によれば、今年度最後の審議会となります。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の資料の説明をお願いいたします。

#### **事務局（横山賃金室長）**

本日の資料について御説明いたします。お手元の資料一覧を御確認ください。

資料 No.1、令和 6 年度静岡県特定最低賃金改定状況です。こちらは令和 6 年 12 月 21 日より発効となりました本年の特定最低賃金について、それぞれ 45 円引き上げていただいたものについて載せてあります。

続いて資料 No.2、令和 6 年度特定最低賃金の決定状況です。こちらは全国の特定最低賃金についてまとめたものです。金額に米印がついているものはそれぞれの県の地賃を下回っているものとなっております。

次に資料 No.3、令和 7 年度静岡県特定最低賃金の改正の申し出に係る意向表明です。こちらは本日の議題となっておりますので、後ほど説明させていただきます。

最後に資料 No.4、「静岡県の最低賃金」改正審議日程です。こちらは本日を含めた今年度の本審・専門部会の日程でございます。

資料説明は以上となります。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。それでは、議事に入りたいと思います。

議事 1 は、静岡県特定最低賃金改正の申し出に係る意向表明についてです。令和 7 年度の静岡県特定最低賃金について、労働者側団体から静岡労働局長あてに、改正の申し出に係る意向表明がなされておりますので、事務局は報告してください。

#### **事務局（佐藤賃金指導官）**

それでは御説明申し上げます。

特定最低賃金については、例年、年度末を目途に翌年度の改正・新設・廃止の意向の有無を労使から確認させていただき、何れかの意向表明があったものについては、審議会に報告することとしております。意向表明があったとしても、実際に翌年度に改正等の申し出がなされなければ、必要性の審議は開始されません。

年度末を目途に翌年度の意向の有無を確認しているのは、次年度に改正等の申し出がされた場合、該当する産業に関する未満率・影響率などを審議会にお示しすべく、事務局にお

いて賃金の実態について調査を行う必要があり、その準備に時間を要するためでございます。

お手元の「資料 No.3」を御覧ください。

令和7年2月27日付けで、

- ・ 鉄鋼、非鉄金属製造業
- ・ はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業
- ・ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

の3業種に関連する労働組合の連絡会から、それぞれの特定最低賃金の改正申出について意向表明がありました。資料 No.3 の2枚目から4枚目にかけて各団体からの意向表明の写しをつけておりますので御確認ください。申請ケースについては、1件が公正競争ケース、2件が労働協約ケースで予定されております。

改めて御説明いたしますと、労働協約ケースとは、同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合に行われるもの、また、公正競争ケースとは、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金の改正が必要と認められる場合に行われるもののことです。労働協約ケースと公正競争ケースはそれぞれ要件が定められており、労働協約ケースの場合は、同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低限に関する労働協約の適用を受ける場合に、協約当事者である労働者または、使用者の全部の合意により行われるものです。一方、公正競争ケースの場合は、公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金の改正が必要であることを理由とする申出であって、その最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の全部または一部を代表するものによって行われるものです。公正競争ケースの場合の申出の中には、最低賃金の適用を受ける労働者または使用者の概ね3分の1以上の者の合意による申出も含まれます。

労働協約ケース及び公正競争ケースとも、労働者の3分の1以上かどうか、つまり申出要件が満たされているかどうかは、適用労働者数を基に確認します。適用労働者数は、総労働者数から特定最低賃金の適用がない除外労働者数を差し引いた人数となります。

資料 No.3 の予定合意者数の欄には、意向表明書に記載された申出の予定合意者数を記載しておりますが、すべて申出要件を満たす、適用労働者数の3分の1の人数が予定合意者数とされております。

次年度に改正の申出がされた際には、実際に、これらの申出要件が満たされているかどうか確認し、満たされている場合に、改正の必要性の審議を行っていただくこととなります。

以上でございます。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か御質問などございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは労働者側委員から、意向表明の内容について御説明をお願いいたします。

#### **労働者側代表委員（平野委員）**

労働者側として、改正の意向表明について申し上げたいと思います。今年も2月27日に特定最低賃金の金額改正に向けて3業種の意向表明をさせていただきました。御承知のとおり、今年も賃上げの定着に向け、各業種、各企業が、昨年よりも高い要求をし、結果、満額以上であったり、満額でなかったとしても高い水準で妥結した状況です。中小企業につきましては、ヤマ場を迎えているところですが、今回も、賃金が上がる社会が広がっていくと思われまます。

言わずもがなですが、特賃は、県の産業の魅力向上につながるものです。人手不足が言われている中、産業の魅力の向上をしていかなければならない、そういう状況であり、特賃を上げる取り組みは必須であると思っています。

さて、来年度はどうなるかわかりませんが、物価はどうなるか、実質賃金はどうなっていくのか、賃金がどの水準で上がっていくのか、そういったいろいろなファクターがある中で、賃金を上げていく要素には、その前年の特賃も含めた最賃があると思います。賃金を上げなければならないという機運を作るのは、特賃、最賃を上げることも一つの要素であると考えています。これから、静岡県で働く労働者が、魅力ある産業で、未来が明るく暮らせるためにも、これら三業種の特定最低賃金の金額改正が必要であると考えます。静岡県の未来、日本の未来のためにも、引き続きの議論をよろしくお願いいたします。

#### **公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

事務局からも説明があったとおり、現時点では、労側から令和7年度も3つの特定最賃の改正の申出を行いたいとの意向が示されただけで、改正の必要性についての審議を行う段階ではありませんが、使用者側から御意見などございますでしょうか。

#### **使用者側代表委員（鈴木委員）**

ありがとうございます。来年度は委員改選となりますが、使用者側は本年度と同じメンバーを委員として推薦し審議に臨みたいと考えております。

毎年、この時期、次の地賃も決まる前に、特賃についての意見を求められます。事務局の手続きの状況については、十分に理解しておりますが、今年も大企業の春闘について5.4%という高い回答がでているものの、地賃が今後どうなるかわからない状況で、しかも、地賃のあとに議論する特賃についてのお話ですので、今この場で意見を求められても、会長が言われたとおり特賃の必要性について回答できないということは、ここ2年ほどお話をさせていただいているところであり、申し訳ありませんが、今回も同様であります。

ただ、労側皆様の熱い意見をお伺いし、少し使側の考えをお話しさせていただきたいと

思います。

昨年からの流れの中で、物価と賃金の好循環とか、成長と分配とか、適正な分配というお話が、官主導で社会的に認識された話となり、3年目のヤマを迎えているところだと思います。物価と賃金の好循環というのは、考えとしてはわかるのですが、使側の考えとしては、物価と賃金の好循環ではなく、生産性と賃金の好循環という観点を訴えていきたいと考えています。

パートナーシップ構築宣言とか、価格転嫁の話については、色々煮詰まってきたはいるものの、まだ道半ばです。企業の生産性を上げる、できた商品の付加価値を上げる、そしてそれに伴い賃金が上がる、そういう循環ができればいいと考えています。今は、中小企業と大企業との格差が広がっています。大企業は流れに乗っていると思いますが、中小企業は、機械化・デジタル化・人の問題等、生産性について大企業に対抗できていなくて苦しい状況になっています。苦しい中でも、賃金だけ上げる、防衛的賃上げと言われていますが、中小企業としては、価格の適正な配分を受けられるように価格転嫁を大企業に対してお願いしていくと同時に、これからは中小企業の皆さんも、自ら付加価値を上げるような努力をしていく必要があるとも考えています。政府の補助金、支援もやっていただかないといけないのですが、それだけに甘えていては将来がない。中小企業も生産性を上げる努力をし、その結果、賃上げに結び付く必要があると思っています。

今、全般的な、賃金、地賃についてのお話をさせていただきましたが、テーマである特賃についてです。特賃については、優位性とか追随性という観点があると思います。我が県においては、前回の地賃改正で3件とも地賃を下回る状況となりました。複数回、下回っている業種もあり、1つの業種は3回下回った状況にあります。過去には必要性なしとなり審議がされなかった業種もいくつかあります。その時の状況からすると、なかなか厳しい状況なのかなと思っています。ただ、今、残っている3業種は、静岡県経済の中で、下支えをしていただいた産業だと理解しています。3業種については今も残っているという意味をしっかりと考慮していきたいと考えています。

これからどうするのか、我々もない材料の中で考えていかなければならないのですが、一つだけ言っておきたいことがあります。付加価値を上げるというお話を先ほどいたしました。いろいろな考えがありますが、働いている方が一人ひとり、会社に対し貢献をする、稼ぐ尽力をいただき、それに対し賃金を上げるという、そういうベクトルも認識していただきたいところです。ただ賃上げ、賃上げ、ここ2、3年の物価上昇に見合った賃上げということだけでなく、自らの企業の売上や付加価値を上げる、競争力のある商品を作って勝てるというようなことを、労使一丸となって取り組む流れを作りたいと考えています。

繰り返しになりますが、3業種の必要性については、持ち帰り、使側の皆さんと相談したいということで、今回は留めておきたいと思います。

**公益代表委員（畑会長）**

ありがとうございました。

事務局は、労側から改正の意向表明がされた3つの特定最賃の対象産業について、適切に賃金の実態調査を行い、次年度、実際に改正の申出がなされた場合に、未満率や影響率など審議の参考となる資料を提供できるようにしてください。

次に、議事2「その他」に参ります。

事務局から何かありますか。

### **事務局（佐藤賃金指導官）**

3点ございます。

1点目は次期、第56期委員の任命についてです。皆様、第55期静岡地方最低賃金審議会委員の任期は令和5年5月7日から令和7年5月6日までの2年間となっており、あと2か月で満了を迎えることとなります。次期、第56期静岡地方最低賃金審議会委員の任期は令和7年5月7日から令和9年5月6日までの2年間となります。労使各側委員は、原則として労使団体からの推薦をいただき静岡労働局長が決定することになりますが、労使団体からの御推薦をいただくため、本日、3月24日から4月14日までの間、静岡労働局ホームページなどで推薦の公示をすることとしておりますので、御承知おきいただければと存じます。

続いて2点目、資料No.4を御覧ください。こちらは今年度、令和6年度の審議日程の実績となります。本日を含めて、本審を5回、県最賃の専門部会を3回、3つの特定最低賃金の専門部会を各3回・合計9回開催しました。次年度につきましても、基本的には同様の時期に開催されるものと思われませんが、具体的な日程の決定については、第56期委員の任命後に行われることとなりますので御承知おきください。

3点目ですが、次年度最初の本審となります、第396回静岡地方最低賃金審議会の公開・非公開についてです。例年、その年度最初の本審の議事は、静岡地方最低賃金審議会運営規程について、静岡県最低賃金の改正決定についての諮問、静岡県最低賃金専門部会の設置、審議日程などを予定しており、公開として開催するのが常となっております。来年度も、特段の事情がない限り、この年度最初の本審は公開となりますので、その旨御承知おきください。

以上です。

### **公益代表委員（畑会長）**

今の事務局からの説明について、何か御意見や御質問などありますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本日の議題は以上となります。

最後に、局長から御挨拶を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

### **笹労働局長**

本年度最後の審議会の結びにあたり、私から一言御挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、日頃より静岡労働局の行政運営の推進につきまして、多大なる御支援と御理解をいただき、この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

本年度は、昨年に引き続き、春闘において高い賃上げ結果が出る一方、物価高による実質賃金のマイナスも継続し、労働者の生活実感が上向かない状況にあり、企業の取引においては価格転嫁がなかなか進まない、人手不足問題が顕在化する中での審議となりました。委員の皆様にご真摯な御議論を尽くしていただいた結果、静岡県最低賃金については50円、3件の特定最低賃金については、それぞれ45円の引上げの答申をいただき、答申とおりに決定をさせていただいたところです。

畑会長をはじめ、公労使それぞれの委員の皆様方には、熱心、かつ丁寧に審議を進めていただきましたこと、心より御礼申し上げます。

静岡労働局といたしましては、引き続き最低賃金の周知、履行確保のための監督指導に万全を期すると共に、答申の付則や先日開催した、静岡版政労使会議でいただいた御意見も踏まえ、引き続き、各種助成金他支援策の周知広報、「パートナシップ構築宣言」の普及や価格転嫁への取り組みを推進し、継続的な賃上げに向けた中小企業支援に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本年度の、そして、55期の2年間の最低賃金審議会を円滑に進めて参ることができたのも、委員の皆様方の御協力の賜物でございます。

重ねて御礼申し上げます。

今後とも、静岡地方最低賃金審議会の運営に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

#### **公益代表委員（畑会長）**

局長、ありがとうございました。

改めまして、私からも委員の皆様にご御礼申し上げます。皆様のおかげで、今年度、円滑に審議を進めることができました。皆様の御協力に厚く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会は終了といたしたいと思っております。

皆様、お疲れさまでした。